

意見書

CPD-総-2010-025

平成23年1月31日

総務省 情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 107-0052

住 所 (ふりがな) とうきょうとみなとくあかさかいつちようめ ぼん ごと 東京都港区赤坂一丁目14番14号

氏 名 (ふりがな) スカパー じえいざつとかぶしきがいしゃ JSAT株式会社  
代表取締役執行役員社長 あきやま まさのり 秋山 政徳

「V-Low マルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙の通り意見を提出致します。

別紙

該当箇所	意見
<p>3. 受託国内放送の全国展開について</p>	<p>受託国内放送への参入を全国で 1 者とした場合、V-High マルチメディア放送と同様に一定期間での全国展開義務を課すことで早期に全国レベルでのサービス開始が実現できる期待が高まることや、規模の経済によるコスト効率化が望める一方で、事業採算性の低い地域でのサービス提供(設備投資)義務を踏まえた事業計画の策定が求められることから、受託放送料金の設定等が全国一律に割高になったり、応募事業者が出ない等、結果的に、マルチメディア放送全体の普及を阻害することにつながる危惧もあります。</p> <p>V-Low マルチメディア放送は V-High と異なり、地域毎の特色あるコンテンツの配信も想定されることから、事業性と公共性のバランスを鑑みながら、段階的なハード整備を行っていくことも可能ではないかと考えます。</p> <p>従って、受託放送事業者の募集に際しては、はじめからどちらか一方には限定せず、全国への参入とブロック／県域毎への参入の、いずれの選択肢も残すことで、申請内容を審査した上で柔軟な対応がとれるようにしておくべきと考えます。</p>
<p>10. 受託放送事業者の選定手続(周波数オークションの適否)について</p>	<p>V-Low マルチメディア放送は、地域毎の詳細な防災情報の提供等の公共的な役割も期待されており、安定的な事業の継続が重視されると考えられることから、事業計画の確実性や技術力等を重視して事業者を選定すべきと考えます。従い、受託放送事業者及び委託放送事業者の事業計画に大きな影響を及ぼす可能性のある周波数オークションは、採用すべきではないと考えます。</p>

意見書

平成23年 2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 107-0062

住 所 とうきょうとみなとくみなみあおやま東京都港区南青山2-26-1

氏 名 しーえすけー株式会社CSK

代表取締役社長 なかにし つよし中西 毅

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙1・2  
のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について (4)	V-L O Wマルチメディア放送で期待される多種多様な放送サービスを実現する上で、複数の県を横断した広域的な放送も必要であると考えます。同一の事業者が、複数の放送対象地域において委託放送事業者として認定されることについて制限を設けない制度を望みます。
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて (3)	放送対象地域内の受託放送事業者を複数とする場合、周波数混信を防止するためのガードバンドが必要となるため、貴重な電波の有効活用を阻害することとなります。 放送対象地域内の受託放送事業者は1社に定め、免許を付与された受託放送事業者には公明正大な委託料設定とする工夫を望みます。
3. 受託国内放送の全国展開について (4)	受託放送事業者は全国1社として、大都市部に比べて事業採算性が低いと見込まれる地方部にも着実に事業展開することを義務付けるべきと考えます。
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について (1)	地域発展に貢献する地方ラジオ局の参入を促すために、サイマルラジオ放送禁止等の委託放送事業に関する制限は不要であると考えます。音声放送と、蓄積型放送やインターネットと親和性の高いデータ配信サービスが組み合わせられることで、付加価値のある新たなメディアとして発展することを期待します。
5. ソフト参入(委託放送業務、番組提供事業)の多様性について (4)	国内の各地域にて、多くの事業者はホームページを開設しており、インターネット上のコンテンツ制作ノウハウは広く普及していると言えます。またインターネット上では、電子書籍、楽曲ファイル、ゲーム等のコンテンツ供給事業が活発な成長を続けています。これらの技術ノウハウ・コンテンツを放送でも活用可能とするサービスを用いることで、地域のメディアの担い手としての地元資本や、新しいアプリケーション提供の担い手となる事業者が、番組供給事業者としてV-L O Wマルチメディア放送へ参入することができると考えます。従って、ソフト参入の多様性を実現するために、インターネットと親和性の高いデータ配信サービスの優先帯域を設けることを希望します。 また、インターネットと親和性の高いデータ配信サービスを効率的に提供するために、ある程度まとまった数のセグ

	<p>メント単位の帯域を複数認定することが必要であると考えます。</p>
<p>6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について (4)</p>	<p>プラットフォームは受託放送事業者・委託放送事業者の双方が各機能の特性に応じて保有するべきですが、番組案内（EPG/ECG）等の共通的な情報は、受託放送事業者側が提供することで設備運営の効率化が図られると考えます。</p> <p>プラットフォーム機能として会員認証・著作権管理・セキュリティ管理等が想定されますが、インターネットと親和性の高いデータ配信サービスを用いることで、すでに通信で実現されている様々なプラットフォームとの連携が可能になると考えます。</p> <p>マルチメディア放送で期待される蓄積型放送では、特に有害コンテンツ被害の影響が甚大となるため、セキュリティ管理のプラットフォームが重要であると考えます。情報サービス事業者を中心に、セキュリティプラットフォームに関するガイドライン策定が必要であると考えます。</p>
<p>7. 委託放送事業者による災害情報の提供について (3)</p>	<p>V-L O Wマルチメディア放送では、既存型のストリーミング放送で実現されている音声・動画形式での災害情報提供だけに留まらず、一斉同報的なデータ配信技術による遠隔機器制御（例えば自動販売機を無償開放する等）や避難経路を案内するアプリケーション配信のサービスを提供する新たな災害情報基盤としての活用を検討するべきと考えます。</p>
<p>7. 委託放送事業者による災害情報の提供について (4)</p>	<p>高機能携帯電話（スマートフォン）や情報家電を中心に、I P（インターネットプロトコル）データの通信端末は既に普及が進んでいます。</p> <p>当社が福岡県のユビキタス特区で実験した放送受信機は、放送波で配信されたI Pデータを受信・蓄積し、さらに他の通信端末へ情報転送することが可能なため、既に普及している情報端末を利用してマルチメディア放送の視聴機会を提供する端末像として期待できると考えます。（※別紙2参照）</p> <p>また、ケーブルテレビのS T Bや、インターネット接続のルーターとの相乗り方式を用いることで、あらゆる情報の受信機能を担うホームゲートウェイ端末として多くの世帯に普及していくのではと考えます。</p>

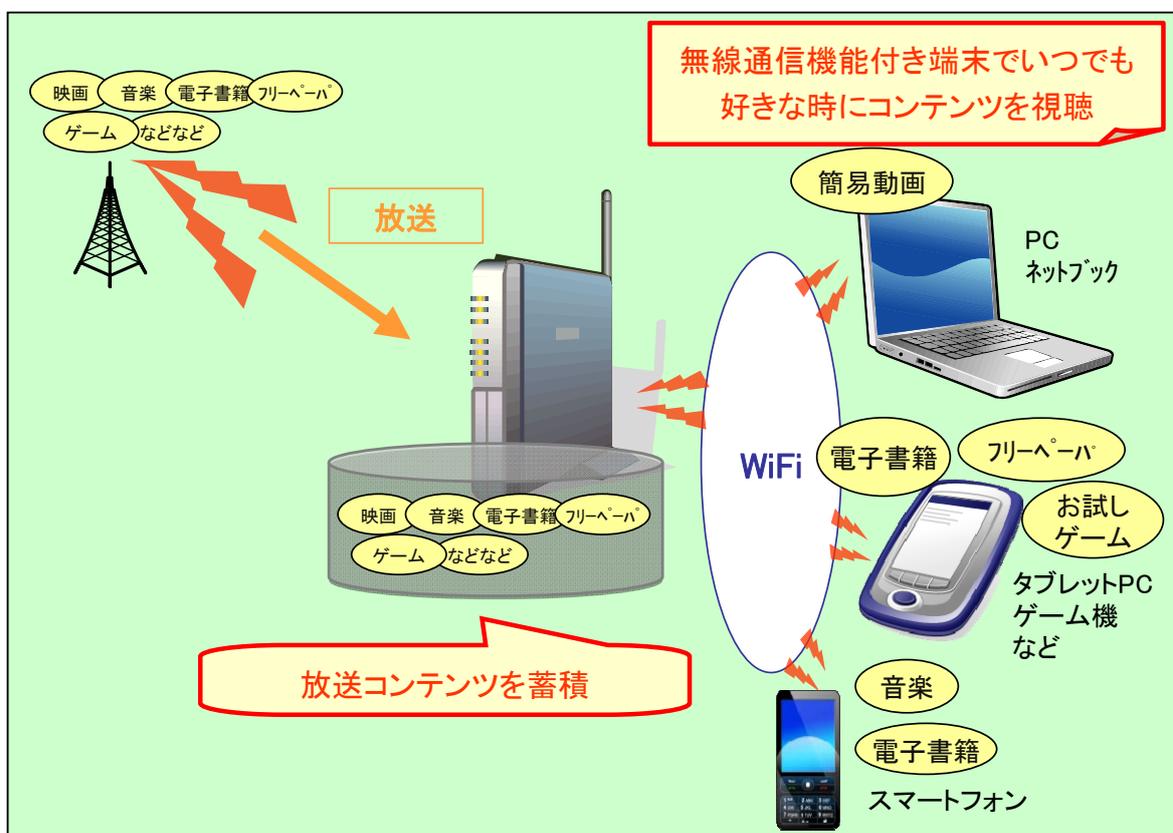
<p>8. 新聞電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について (3)</p>	<p>新聞電子版等の蓄積型放送は、従来型のストリーミング放送とは性質が異なるため、現行の放送規律とは別の放送規律を設けることが合理的であると考えます。</p> <p>蓄積型放送の放送規律は、蓄積型放送を提供する委託放送事業者を中心として議論を行い、各社の倫理規定にもとづいて運用されることを希望します。</p>
<p>9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について (3)</p>	<p>NHKが受託放送事業・委託放送事業へ参入することで、同じく参入を目指す民間事業者が排除されることなく、協力的な事業展開が推進されることを望みます。</p>
<p>10. 受託放送事業者の選定手続(周波数オークションの適否)について</p>	<p>地上アナログテレビジョン放送の停波が目前に迫っており、停波後の空き帯域を活用したV-L O Wマルチメディア放送は、早期に事業整備を開始することが急務であると考えます。</p> <p>周波数オークション導入には、法改正に要する期間が生じるため事業開始の遅延が懸念されます。本件においては、周波数オークションは妥当な選定手続ではなく、総務省・電波監理審議会を中心に速やかな事業者選定が行われることを希望します。</p>
<p>11. その他</p>	<p>V-L O W帯域では、各地にホワイトスペースが発生すると想定されます。V-L O Wのホワイトスペースは、新型コミュニティ放送やインターネットと親和性の高いデータ配信サービスなどに取り組む、新たな事業者が参入しやすい制度整備を要望します。</p> <p>またV-L O W帯域は地域の社会システムとして、安全安心への活用に留まらず、世界的取組みが求められている環境保護への活用(例えば地域の二酸化炭素使用量を可視化する情報を配信して、生活者の環境意識向上を図る)を検討すべきと考えます。その場合、エネルギー制御の最適化を担うスマートハウスのホームゲートウェイ端末と相乗りすることで、受信機の普及も図られると考えます。</p>

以上

## 7. 委託放送事業者による災害情報の提供について（4） 補足資料

## ○V-L O Wマルチメディア放送を普及させるための受信端末像

放送受信機（下図の中心）は、I Pデータの放送受信チューナーと無線通信機能（W i F i）・データ蓄積の機能を持つルーターを兼備しています。放送されたコンテンツは、放送受信機を介して、無線通信機能を有する既存通信端末でも視聴することが可能となります。



以上

## 意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 102-0083

(ふりがな) とうきょうとちよだくこうじまち

住 所 東京都千代田区麴町1-7

(ふりがな) かぶしきがいしゃ

氏 名 株式会社ミュージックバード

ぬまじり かずひこ

代表取締役社長 沼尻 一彦

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について	放送対象地域として三大広域圏をブロックとし他を県域とすることは地域メディアとして期待されるV-Low マルチメディア放送として適切であると考えます。
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	受託・委託放送事業者分離であるのならば受託放送事業者の設備が複数存在することは非効率的であり、受委託分離の意味がなくなる。よって、放送対象地域において受託放送事業者は1者であることが適切であると考えます。
3. 受託国内放送の全国展開について	ブロック/県域毎に受託放送事業者を選定すると将来採算性が見合わず撤退する事業者が現れた場合、V-Low マルチメディア放送空白の地域が現れ兼ねない。よって、受託放送事業者は全国で1者とすべきであると考えます。
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について	サイマルでも独自音声・音楽番組どちらも内容により公共性が確保される。サイマルでも人気のある番組内容であれば受信端末の普及に寄与すると考えられる。よってサイマル。独自音声・音楽放送で参入の優劣を付けるのではなく、その地域でのニーズを考慮し、内容によって評価されるべきと考えます。
5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について	将来のアプリケーション開発の可能性を確保するためにもある程度まとまったセグメントを割り当てることが望ましいと考ます。
6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について	受託放送事業者が委託放送事業者用共通設備を保有・運用することは望ましい。しかし、自社で設備保有したい委託放送事業者は独自に設備導入・運用出来るよう受託放送事業者側設備を考慮すべきと考えます。
7. 委託放送事業者による災害情報の提供について	受信エリア内でどのサービスを利用しても共通して災害情報を得られるべきであり、それを効率よく運用する為には受託放送事業者が委託事業者としてそれらの情報の提供主体となることが効率的である。また、災害の内容によって伝達されるエリアが全国、地域ごとに変えられることが望ましい。よって、受託放送事業者が複数であっても災害情報の提供・運用は各地域で連携される必要がある。
10. 受託放送事業者の選定手続き（周波数オークションの適否）について	V-Low マルチメディア放送の受託放送事業者は公共性を鑑み、その業務への責任能力が第一に評価されるべきである。よって、周波数オークションの金額で判断すべきではないと考えます。

## 意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 105-0011

(ふりがな) とうきょうとみなとくしぼこうえん

住 所 東京都港区芝公園 4-2-8

(ふりがな) にほんでんぱとうかぶしきがいしゃ

氏 名 日本電波塔株式会社

まえだ しん

代表取締役社長 前田 伸

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について</p>	<p>本事業をけん引すべき首都圏ブロック枠の考え方については、より柔軟性を持たせるべきではないか、例えば、首都圏を「1ブロック」と単一的に枠決めするのではなく、「ブロック内県域制」や、広域防災連携区域に対応した「ブロック内複数県域制（1都3県等）」等の可能性を想定しても良いのではないかと考える。</p> <p>既存県域放送や全国一律放送（V-high 含む）との差別化をはかりつつ、地域性に特色を持たせることで新商圈を開拓できる可能性があるとするれば、上記のようなセミブロック的な枠組みは有効であると考ええる。</p>
<p>3. 受託国内放送の全国展開について</p>	<p>受託放送事業者として一定の参入条件が満たされ、かつ本事業に参画する意志が明確な民間事業者が存在する地域においては、本受託事業に参入できる可能性が残されることを強く要望する。</p>
<p>9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について</p>	<p>本事業においてNHKに頼らず民間事業者が担うことのできる範囲は、先行して民間事業者だけでも進めていくべきであり、またその可能性は残されるべきであると考ええる。</p> <p>当該放送において公共放送の参画が先導的役割を果たすことを期待するが、その参入準備を待つことによって新しい放送サービスの開始が遅れるようなことがあってはならないと考える。また、公共放送の役割のためには、実際に実施するサービスに必要な帯域を確保すべきである。</p>
<p>11. その他</p>	<p>災害情報の提供や、安全安心情報の提供を担うメディアになることから、委託・受託事業者共に安定した情報提供が実施出来るようにするべきと考える。</p>

## 意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号: 151-0051

(ふりがな) とうきょうと しぶやく せんだがや

住所: 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-8-14

(ふりがな) える・えす・あい じゃぱん かぶしきがいしゃ

たなか たかし

氏名: エル・エス・アイ ジャパン株式会社

田中 隆

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
11. その他	<p>(受信機の開発について)</p> <p>弊社は、福岡ユビキタス特区で実験されている、JR高速船用小型サイネージ端末を開発し、提供いたしました。この実験は、JR高速船船内に設置されたラックの中でVHF 2chによるISDB-Tsb3セグメントの微弱電波を用いて、多数の端末の観光コンテンツを常に最新のものにし、観光客に貸し出すものです。</p> <p>この受信機には、13セグメントベースの復調器が搭載されており、これを使って3セグメントの電波を受信しております。周波数はVHF～UHFまでフルバンド対応しています。ソフトウェアの修正のみで、ワンセグ、フルセグ、V-HIGH、V-LOWすべての放送の受信が可能となります。</p> <p>V-HIGHでは13セグの送信が行われることもあり、13セグの復調器が今後主流になると思われます。1セグ用、3セグ用、13セグ用、と別々にLSIを開発するよりは、この端末のように13セグのLSIを用いてすべての方式を受信するほうが原価も、開発費も、結果として安価になります。</p> <p>マルチメディア放送の実現においては、V-HIGHも含めて、13セグ、3セグ、1セグの多彩なサービスが展開される事でハードウェアが共通化でき、結果、安価な受信機が開発出来、受信機の普及促進に繋がります。</p>

## 意見書

平成 23 年 2 月 1 日

総務省 情報流通行政局  
放送政策課 殿

郵便番号：980-8420

住所：宮城県仙台市青葉区本町 2-10-28

氏名：北日本マルチメディア放送株式会社

代表取締役 多田 基久

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弊社含め全国6つのブロック別マルチメディア放送株式会社は、広域ブロックを事業対象エリアとしたサービスを実施すべく検討を進めております。仮に制度上の放送対象地域が都道府県単位で区分される場合でも、複数の都道府県において同一の社が認定されるような制度を希望いたします。</li> <li>・関東、中京、近畿の三大都市圏に加えて、ほかの三大都市圏と同等の経済圏、交通圏が形成されている、北部九州地域（福岡、佐賀）を加えた四大広域圏をブロック対象地域とし、県域よりも広い帯域（11～13 セグメント）を割り当てた放送とすることが市場ニーズに合うと考えます。</li> <li>・地元の事情や要望があった場合に限り、地域の実情に応じて複数県にまたがったエリアをひとつの放送対象地域として、放送を実施できるような可能性を残す制度としていただくことを希望します。（「放送局に係る表現の自由享有基準」の適用除外）</li> </ul>
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	<p>複数の受託事業者の場合は、送信設備の一部は共用不可能なものがあり、受託事業者全体の総費用が増すだけでなく、両者の使用周波数の間にガードバンドを設けなければならず、コスト面からも周波数の有効利用の観点からも適当ではありません。よって、放送対象地域内の受託放送事業者は1とすべきです。</p>
3. 受託国内放送の全国展開について	<p>車載受信機へ向けた交通情報サービスにおいては全国すべてのエリアを対象としなければサービスとして成立しません。また受信機も開発されません。よって、サービス提供されない道路を生じさせないためにも、全国で1事業者とする事に賛成いたします。</p>
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について	<p>主にデータ放送画面で提供される交通情報や安全安心情報と、それと連動したオリジナルの音声ストリーミング放送を計画しています。</p>
5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について	<p>音声放送（ストリーミング）と新たなデータ配信サービスを組み合わせる事でこれまで無かった新しいメディアが立ち上がると考えています。従って、ある程度まとまった数のセグメントでの認定は必要不可欠と考えます。</p>

	<p>そして、3セグメント連結受信とその帯域を柔軟に使用できることを担保することがきわめて重要であり、当社は3セグ連結を必須条件として参入を希望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(3)の記述において「仮に3セグメント単位で帯域を割り当てると、各県では2委託放送事業者しか～(略)」とありますが、3セグ×1+1セグ×3、というように4つの事業者を割り当てる事も可能と考えます。</li> </ul>
<p>6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について</p>	<p>認証課金等のプラットフォーム機能は受託事業者が提供するものに限定せず、委託事業者が複数の選択肢の中から自由に選択出来る事が望ましいと考えます。</p>
<p>7. 委託放送事業者による災害情報の提供について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車載受信機に対して交通情報を24時間提供し、事故や逆走など緊急かつ極めて短時間のうちにドライバーに対して、警報を発するなど、安全安心情報の提供を担保致します。</li> <li>・ラジオ研究会報告書に記載された地域の安心安全情報基盤(安心安全公共コモンズ)のような共通基盤が利用できるのであれば、積極的に活用させて頂き、災害情報の提供に努めます。</li> <li>・また、市町村防災行政無線の戸別受信機の機能を持つV-LOWマルチメディア放送の専用3セグ受信機が配布されるならば、災害時には地元自治体に帯域を使用できるように委託放送事業者と連携を検討すべきです。</li> </ul>
<p>9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について</p>	<p>当該放送においても参画し、公共放送が先導的役割を果たすことを期待しますが、その参入準備を待つことによって当該新しい放送サービスの開始が遅れ、普及の障害になるようなことがあってはならないと考えます。また先行して民間だけでも進めることができるようにすべきと考えます。そして、公共放送の役割を果たすためには、現実に実施するサービスに必要な十分な帯域を確保すべきであると考えます。</p>
<p>10. 受託放送事業者の選定手続き(周波数オークションの適否)について</p>	<p>V-LOWマルチメディア放送に求められる公共性を鑑みれば、受託放送事業者は、過度の利潤を求めてはならず、その公共的な役割を果たすことを主たる目的とするべきであります。その点から、当該受託事業者選定は、一般にオークション制度が予定する効果を期待することは適切でないと考えます。従って、今般の選</p>

	定は現行制度に則って実施すべきと考えます。
11. その他	災害情報の提供や、安全安心情報の提供を担うメディアになることから、電波利用料については他の地上波放送と同様に特別係数の考え方を導入し、委託・受託事業者共に安定した情報提供が実施出来るようにすべきと考えます。

意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課御中

郵便番号：107-8006

住所：とうきょうとみなとくあかさか東京都港区赤坂5-3-6

氏名：かぶしきがいしゃとうきょうほうそう株式会社東京放送ホールディングス  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう ざいつけいぞう代表取締役社長 財津敬三

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に  
関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について	<p>3大広域圏はブロック、その他の地方は県域とする放送対象地域の考え方は、合理的である、と考えます。</p> <p>既存ラジオ社のV-Lowマルチメディア放送の参入にあたっては『マスメディア集中排除原則』の規制対象とならないようにすべき、と考えます。具体的には、1事業者が同一放送地域内で複数チャンネルの放送が行えることや1事業者が複数の放送地域で放送が行えるような制度整備を求めます</p>
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	<p>事業の採算性や効率的な連結送信というデジタル技術の観点から、受託事業者を1者、とする考え方は理解します。</p> <p>ただ、受託事業者が1者という独占事業であることから、長期でかつ安定した事業の展開が義務付けられるべきであり、国民に基幹放送を送り届けるという公共的な使命が担保されるべき、と考えます。</p> <p>また、委託事業者の認定にあたっては受託事業者との関係の公平性を担保すること、また放送内容への受託事業者の関与の排除などの措置が必要、と考えます</p>
3. 受託国内放送の全国展開について	<p>V-Lowマルチメディア放送は基幹放送であり、安心、安全のために必要とされるメディアとしての使命に加え、既存ラジオ社のこのメディアへの参入意欲の強さを考えれば、放送エリアは全国に広がるのが望ましい、と考えます。</p> <p>ただ、送信設備のコストやマーケットサイズの点から、メディア立ち上げに過大な負担が予想される地域もあることから、放送対象地域を全国</p>

	<p>に広げていくには、受託事業者は全国で1者が望ましい、という考え方は理解します。</p> <p>その一方で、1セグメント方式以外に3セグメント方式も認めるような場合には、技術的あるいは事業性の観点から受託事業者の並存を検討する余地がある、と考えます</p> <p>また、サービスエリアの展開にあたっては、まず関東、中京、近畿の3ブロックで開始、その後、段階的に地方で展開するという、展開イメージが現実的、と考えます</p>
<p>4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について</p>	<p>VHF-Low帯は国民視聴者の多大な協力によって生まれた貴重な帯域であるという認識に加え、幅広く国民から支持され、しかも安心、安全な生活に欠かせないというラジオリスナーの観点からも、アナログラジオのサイマル放送は、優先的に帯域が確保されるべきであると、考えます。</p> <p>サイマル放送に割り当てられる帯域は、現行アナログラジオの緩やかな移行先として想定されるべきであり、なおかつ民放連での調査で、全国のほぼすべての既存ラジオ社が放送への参入を希望する状況を踏まえ、希望するすべてのラジオ社が放送できる帯域が確保されるべき、と考えます。</p> <p>また、長年の音声放送で培ったノウハウやDRPでの実用化試験放送などを通じて蓄積した既存ラジオ社を中心とする新規音声放送の多チャンネル化は、海外の例をみるまでもなく、国民のニーズが高いことは明らかです。新規の音声放送を希望する事業者がある限り、その事業者の期待に応えられるよう、音声を優先する帯域以外の一般帯域でも、一定</p>

	<p>の帯域が確保されることが望ましい、と考えます。</p> <p>受信機普及の観点からも、現行アナログラジオの移行メディアと想定することによって、マルチメディア受信機は現行ラジオ受信機のハイブリッド型と位置付けられ、聴取者の買い替え需要の創出につながるうえ、新規音声放送やタギング、ダウンロードなど新しい機能を組み込んだ放送の実現は受信機普及の大きなインパクトになる、と考えます。</p> <p>一方、詳細な防災情報の面では、現行のAMアナログラジオ放送はその使命を果たしていますが、V-Lowマルチメディアでは、いま以上の詳細な災害情報の提供が求めている、と理解します。TBSではV-Lowマルチメディア放送では、現行のアナログラジオのサイマル放送に加えて、テレビデジタル放送やBS放送のデータ放送のほかホームページ、さらに携帯電話向けサービスなどすでに存在するグループのすべての提供手段を活用して、より詳細な災害情報を提供する考えです。</p> <p>ただ、地方ラジオ社のなかには、より詳細な情報を入手するための共通事業基盤が必要なケースも考えられ、その場合は情報提供を必要とする事業者での設立が望ましい、と考えます</p>
<p>5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について</p>	<p>V-Lowマルチメディア放送はアナログテレビの移行によって生まれた貴重な帯域であり、何よりも基幹放送であることを踏まえてサービスを提供すべき、と考えます。</p> <p>また、ブロックは11もしくは13、県域は6もしくは7という極めて限られた帯域であることから、委託事業者の認定にあたっては、あくまでも『放送』としてサービスを提供する事業者が優先的に認定されるべきであり、これまでのVHF帯の電波の活用に関する議論を踏まえて、</p>

例えばテレビジョン放送を可能とするような広い帯域を使うことを前提にサービスを予定する1者の委託事業者に割り当てられることは望ましくない、と考えます。

さらに、委託事業者の認定にあたっては、移動受信用地上基幹放送というこのメディアの定義に相応しい『放送』であるか、などを十分考慮すべき、と考えます。

有効な電波利用という観点に立てば、例えば委託事業者のセグメント数に上限を設けるなどの対応も望ましい、と考えます。

また、一般セグメントでのサービスは、受信機普及からも音声放送を中心とした多チャンネル化のようなサービスが必要であり、帯域が割り当てられるべき、と考えます。

併せて、受信機の面では、すでに1セグメント受信機はテレビワンセグとの共用受信機に実用化の目途が立っているうえ、今後商品化される様々なタイプの新しい受信機にも、1セグメント受信機を組み込むことは容易です。

このように、1セグメント単位の放送は、安価な受信機を広く国民に提供できるメリットがある点に着目すべきであり、V-Lowマルチメディア放送の提供サービスは1セグメント単位の技術方式を採用すべき、と考えます。

また、委託事業者の認定単位は1セグメント単位ではなく、より細かな単位となる必要がある、と考えます

<p>6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について</p>	<p>共通事業基盤やいわゆるプラットフォームとは何をさすのか、具体的にどのような機能を持つのかは、今の時点では不明です。このため共通事業基盤やプラットフォームについては、さらに詳細な検討が必要であり、委託放送事業者のサービスイメージがある程度固まった段階で、設備や運用でプラットフォームを含む事業基盤を担う事業を立ち上げることが効率的な場合には、その事業を必要とする事業者が共同で立ち上げる対応が望ましい、と考えます。</p> <p>また、受託事業者は基幹放送を送り届けるという公共的な使命を担って受託事業の立ち上げ、発展に寄与すべきであり、この観点から、受託事業者の所有する設備は多くの委託事業者が必要とするものに限定する、という考え方を取り入れ、できるだけ軽くすべきであると、考えます</p>
<p>7. 委託放送事業者による災害情報の提供について</p>	<p>災害情報は放送事業者が多様な方法で情報を入手し、その情報を各事業者が創意工夫して放送することが望ましい、と考えます</p>
<p>8. 電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について</p>	<p>基幹放送に位置付けられるマルチメディア放送のサービス内容は、原則として放送法に拠るもの、と考えます。</p>

<p>9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について</p>	<p>地上放送やBS放送など、国民にとって重要な放送メディアは、放送技術やコンテンツ開発などを中心にNHKと民間放送の二元体制のなかで育まれてきました。官民一体による多大な努力で実現した地上テレビのデジタル化に伴って生まれたV-Low帯だからこそ、この放送の成功にはNHKの参入は必須である、と考えます</p>
<p>10. 受託放送事業者の選定手続き（周波数オークションの適否）について</p>	<p>基幹放送であるV-Lowマルチメディア放送の受託事業者は事業にあたって採算性のみならず、公共的な役割を担うことが必須で、海外事例のような単に事業性のみで事業者の選定が優先されるオークション制度は不適當であり、強く反対します</p>
<p>11. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ VHF帯跡地利用については、2007年6月の情報通信審議会諮問2022号のなかでV-High及びV-Low帯は『移動体向けマルチメディア放送等の「放送」（テレビジョン放送を除く）で使用することが適當』と答申されています。</li> <li>したがって、V-Lowマルチメディア放送は、『放送』に使用される帯域であり、通信は放送に支障ない範囲で使用されるものと理解します。この帯域が18MHzと極めて狭い帯域であることとも併せ、あくまでも『放送』で使用されるべき帯域、と考えます</li> <li>・ 「VHF帯は国民視聴者の多大な協力によって生まれた貴重な帯域です。この帯域での放送は映像・音響・データなどの情報を柔軟に組み合わせたもの、という考え方は理解しますが、多くの国民が安価でしかも手軽に受け入れられるメディアであるべき、と考えます</li> </ul>

- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 既存ラジオ社のV-Lowマルチメディア放送の参入にあたって『マスメディア集中排除原則』の規制対象とならないようにすべきである、と考えます</li><li>・ V-Lowマルチメディア放送は、音声放送を中心に地域情報や災害情報を提供する公的使命の強いメディアとなることから、電波利用料は既存ラジオ並みの扱いとするべきである、と考えます</li><li>・ V-Lowマルチメディア放送は、受信機の簡便性、非常災害時のライフラインとしての役割など国民に広く支持されているアナログラジオを将来的に包含するメディアとして、『緩やかな移行』の実現化と利用者保護の視点にも配慮した制度化がなされ、国民の利便性の向上に役立つことはもとより、我が国の社会や産業の発展に資するメディアとなるよう制度整備の検討がなされることを望みます</li></ul> |
|--|---|

意見書 要旨 東京放送ホールディングス

該当箇所	意見
1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について	3大広域圏はブロック、その他の地方は県域とする考え方は、合理的。既存ラジオ社の参入にあたり『マスメディア集中排除原則』の規制対象とならないような制度整備を求める
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	受託事業者を1者、とする考え方は理解。長期、安定の事業展開の義務付け、公共的な使命の担保を求めるとともに、委託事業者の認定にあたって受託事業者との関係の公平性の担保、放送内容への受託事業者の関与の排除が必要
3. 受託国内放送の全国展開について	全国展開の実現に、受託事業者は全国で1者が望ましいとする考え方は理解。ただし技術的、事業性の観点から受託事業者の並存も検討の余地。サービス展開は関東、中京、近畿の3ブロックで開始、段階的に地方へ
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について	アナログラジオのサイマル放送は、優先的に帯域が確保されるべき。アナログラジオの緩やかな移行先として想定、希望するすべてのラジオ社が放送できる帯域が確保されるべき。新規の音声放送は音声優先帯域以外でも、一定の帯域の確保が望ましい。詳細な災害情報の提供にあたって、TBSはアナログラジオのサイマル放送に加えテレビデジタル放送、BS放送のデータ放送、グループのすべての提供手段を活用。共通事業基盤が必要ならば、提供を必要とする事業者での設立を

<p>5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について</p>	<p>基幹放送であることを踏まえてサービスを提供すべき。          委託事業者の認定では、『放送』を提供する事業者を優先的に認定すべき。          テレビジョン放送も可能な広い帯域を使う1者の委託事業者への割り当ては望ましくない。委託事業者のセグメント数に上限を設け対応も必要。          一般セグメントでのサービスは、音声放送を中心とした多チャンネル化サービスに帯域が割り当てられるべき。          1セグメント受信機はテレビワンセグとの共用受信機に実用化の目途。          新しい受信機への1セグメント受信機の組み込みも容易。          認定単位は1セグメント単位より細かく</p>
<p>6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について</p>	<p>共通事業基盤やプラットフォームは、さらに詳細な検討が必要。委託放送事業者のサービスイメージがある程度固まった段階で、事業を必要とする事業者が共同で立ち上げる対応が望ましい。          受託事業者の所有設備は多くの委託事業者が必要なものに限定すべき</p>
<p>7. 委託放送事業者による災害情報の提供について</p>	<p>災害情報は放送事業者が多様な方法で情報を入手し、その情報を創意工夫して放送することが望ましい</p>
<p>8. 新聞電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について</p>	<p>基幹放送であり、原則として放送法に拠るもの。</p>
<p>9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について</p>	<p>NHKの参入は必須</p>
<p>10. 受託放送事業者の選定手続（周波数オークションの適否）について</p>	<p>事業性のみで事業者の選定が優先されるオークション制度は不適當であり、強く反対</p>

<p>1.1. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ V-Lowマルチメディア放送は、『放送』に使用される帯域。通信は放送に支障ない範囲の扱い</li><li>・ 映像・音響・データなどの情報を柔軟に組み合わせた放送、という考え方は理解するが、国民が安価で手軽に受け入れられるメディアであるべき</li><li>・ 音声放送を中心に地域情報や災害情報を提供する公的使命の強いメディアであり、電波利用料は既存ラジオ並みの扱いとすべき</li><li>・ アナログラジオを将来的に包含するメディアとして、『緩やかな移行』の実現化と利用者保護の視点にも配慮した制度整備の検討を期待</li></ul>
-----------------	--

意見書

平成 23 年 2 月 1 日

総務省 情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 100-6104

住所 とうきょうと ちよだく ながたちょうにちようめ  
東京都千代田区永田町二丁目11番1号

氏名 かぶしきがいしゃ 株式会社マルチメディア放送 ほうそう

代表取締役社長 ふたつき 二木 はるなり 治成

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

以下のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>8. 新聞電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について</p> <p>(1) V-Lowマルチメディア放送が新聞や雑誌を電子化したファイルを放送する場合、当該委託放送事業者に放送法の規律が適用されます。このため、委託放送事業者の番組準則が紙の新聞や雑誌の編集に影響を与えかねず、この委託放送事業者に対する規律を通じて国の規律が及ぶことになることを懸念する意見があります。</p> <p>(2) 他方、新聞等の電子版をインターネットで配信する場合には放送規律は及ばず、あえて放送波によって一斉同報しようとする場合に限り問題になります。事業者が選択をして放送という手段を用いて配信する場合に、放送であるにもかかわらず放送法の規律が及ばないよう例外として切り分けるルールを設けることは、運用上も様々な問題が派生し困難、との考え方もあります。</p> <p>(3) ついては、V-Lowマルチメディア放送がその放送番組の一部に新聞、雑誌等の電子版を含む場合の放送規律をどのようにすべきかについて、意見を募集します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社はV-High帯での携帯端末向けマルチメディア放送への参入を目指しているが、新聞や雑誌を電子化したファイルを、マルチメディア放送を通じて放送する場合に放送法の規律が適用され、委託放送事業者の番組準則が紙の新聞や雑誌の編集に影響を与えかねない点を懸念しています。</li> <li>・ 従来の放送では実現されていない多様なコンテンツを放送を通じて提供できることが、携帯端末向けマルチメディア放送の最大の特徴であると考えます。そのため、例えば新聞や雑誌を当初編集されたままの構成で放送する場合において、その編集に影響が及ばないような整理がはかられるべきであると考えます。</li> <li>・ 新聞電子版等の配信に関しては、マルチメディア放送の提供意義に関わる課題であるため、V-Low、V-Highの区分なく、マルチメディア放送全体の課題として整理がはかられるべきであると考えます。</li> </ul>

以上

## 意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 734-8511

(ふりがな) ひろしましみなみくみなみまち

住 所 広島市南区皆実町1-8-2

(ふりがな) ちゅうごく・しこく ほうそうかぶしきがいしゃ

氏 名 中国・四国マルチメディア放送株式会社

まつだ ひろし

代表取締役社長 松田 弘

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弊社含め全国6つのブロック別マルチメディア放送株式会社は、広域ブロックを事業対象エリアとしたサービスを実施すべく検討を進めております。仮に制度上の放送対象地域が都道府県単位で区分される場合でも、複数の都道府県において同一の社が認定されるような制度を希望いたします。</li> <li>・関東、中京、近畿の三大都市圏に加えて、ほかの三大都市圏と同等の経済圏、交通圏が形成されている、北部九州地域（福岡、佐賀）を加えた四大広域圏をブロック対象地域とし、県域よりも広い帯域（11～13 セグメント）を割り当てた放送とすることが市場ニーズに合うと考えます。</li> <li>・地元の事情や要望があった場合に限り、地域の実情に応じて複数県にまたがったエリアをひとつの放送対象地域として、放送を実施できるような可能性を残す制度としていただくことを希望します（「放送局に係る表現の自由享有基準」の適用除外）。</li> </ul>
<p>2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて</p>	<p>複数の受託事業者の場合は、送信設備の一部は共用不可能なものがあり、受託事業者全体の総費用が増すだけでなく、両者の使用周波数の間にガードバンドを設けなければならず、コストの面からも周波数有効利用の観点からも適当ではありません。</p> <p>よって、放送対象地域内の受託放送事業者は1とすべきです。</p>
<p>3. 受託国内放送の全国展開について</p>	<p>車載受信機へ向けた交通情報サービスにおいては全国すべてのエリアを対象としなければサービスとして成立致しませんし、受信機も開発されません。よって、サービス提供されない道路を生じさせないためにも、全国で1事業者とする事に賛成いたします。</p>
<p>4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について</p>	<p>主にデータ放送画面で提供される交通情報や安全安心情報と、それと連動したオリジナルの音声ストリーミング放送を計画しています。</p>

<p>5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について</p>	<p>音声放送（ストリーミング）と新たなデータ配信サービスを組み合わせる事でこれまで無かった新しいメディアが立ち上がると考えています。従って、ある程度まとまった数のセグメントでの認定は必要不可欠と考えます。3セグメント連結受信とその帯域を柔軟に使用できることを担保することがきわめて重要であり、当社は3セグ連結を必須条件として参入を希望しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（3）の記述において「仮に3セグメント単位で帯域を割り当てると、各県では2委託放送事業者しか～（略）」とありますが、3セグ×1＋1セグ×3、というように4つの事業者を割り当てる事も可能です。</li> </ul>
<p>6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について</p>	<p>認証課金等のプラットフォーム機能は受託事業者が提供するものに限定せず、委託事業者が複数の選択肢の中から自由に選択出来る事が望ましいと考えます。</p>
<p>7. 委託放送事業者による災害情報の提供について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車載受信機に対して交通情報を24時間提供し、事故や逆走など緊急かつ極めて短時間のうちにドライバーに対する警告を発するなど、安全安心情報の提供を担保致します。</li> <li>・ ラジオ研究会報告書で記載された「安心安全公共コモンズ」のような共通基盤が利用できるのであれば、積極的に活用させて頂き、災害情報の提供に努めます。</li> <li>・ また市町村防災行政無線の戸別受信機に準じた機能を持つ、V-LOW マルチメディア放送の専用3セグ受信機が配布されるならば、災害時には地元自治体に帯域を使用できるように委託放送事業者と連携をとることも検討すべきです。</li> </ul>
<p>8. 新聞電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について</p>	<p>配信機会については、当然に公平を期すように取り扱うべきであり、放送規律の範囲内で実施することに賛同いたします。</p>
<p>9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について</p>	<p>当該放送においても参画し、公共放送が先導的役割を果たすことを期待しますが、その参入準備を待つことによって当該新しい放送サービスの開始が遅れ、普及の障害になるようなことがあってはならないと考えます。先行して民間だけでも進めることができるようにすべきであると考えます。また、公共放送の役割を果たすためには、現実に実施するサービスに必要な十分な帯域を確保すべきであると考えます。</p>

<p>10. 受託放送事業者の選定手続き(周波数オークションの適否)について</p>	<p>V-LOW マルチメディア放送に求められる公共性を鑑みれば、受託放送事業者は、過度の利潤を求めてはならず、その公共的な役割を果たすことこそ、主たる目的とされるべきです。その点から、当該受託事業者選定に、一般にオークション制度が予定する効果を期待することは不適切と考えます。従って、今般の選定は現行制度に則って実施すべきと考えます。</p>
<p>11. その他</p>	<p>災害情報の提供や、安心安全情報の提供を担うメディアになることから、電波利用料については他の地上波放送と同様に特別係数の考え方を導入し、委託・受託事業者共に安定した情報提供が実施出来るようにすべきと考えます。</p>

## 意見書

平成 23 年 2 月 1 日

総務省 情報流通行政局  
放送政策課 殿

郵便番号：556-8510

住所：大阪府大阪市浪速区湊町 1-3-1

氏名：大阪マルチメディア放送株式会社

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弊社含め全国6つのブロック別マルチメディア放送株式会社は、広域ブロックを事業対象エリアとしたサービスを実施すべく検討を進めております。仮に制度上の放送対象地域が都道府県単位で区分される場合でも、複数の都道府県において同一の社が認定されるような制度を希望いたします。</li> <li>・ 関東、中京、近畿の三大都市圏に加えて、ほかの三大都市圏と同等の経済圏、交通圏が形成されている、北部九州地域（福岡、佐賀）を加えた四大広域圏をブロック対象地域とし、県域よりも広い帯域（11～13 セグメント）を割り当てた放送とすることが市場ニーズに合うと考えます。</li> <li>・ 地元の事情や要望があった場合に限り、地域の実情に応じて複数県にまたがったエリアをひとつの放送対象地域として、放送を実施できるような可能性を残す制度としていただくことを希望します。（「放送局に係る表現の自由享有基準」の適用除外）</li> </ul>
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	<p>複数の受託事業者の場合は、送信設備の一部は共用不可能なものがあり、受託事業者全体の総費用が増すだけでなく、両者の使用周波数の間にガードバンドを設けなければならず、コスト面からも周波数の有効利用の観点からも適当ではありません。よって、放送対象地域内の受託放送事業者は1とすべきです。</p>
3. 受託国内放送の全国展開について	<p>車載受信機へ向けた交通情報サービスにおいては全国すべてのエリアを対象としなければサービスとして成立しません。また受信機も開発されません。よって、サービス提供されない道路を生じさせないためにも、全国で1事業者とする事に賛成いたします。</p>
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について	<p>主にデータ放送画面で提供される交通情報や安全安心情報と、それと連動したオリジナルの音声ストリーミング放送を計画しています。</p>
5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について	<p>音声放送（ストリーミング）と新たなデータ配信サービスを組み合わせる事でこれまで無かった新しいメディアが立ち上がると考えています。従って、ある程度まとまった数のセグメントでの</p>

	<p>認定は必要不可欠と考えます。</p> <p>そして、3セグメント連結受信とその帯域を柔軟に使用できることを担保することがきわめて重要であり、当社は3セグ連結を必須条件として参入を希望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(3)の記述において「仮に3セグメント単位で帯域を割り当てると、各県では2委託放送事業者しか～(略)」とありますが、3セグ×1+1セグ×3、というように4つの事業者を割り当てる事も可能と考えます。</li> </ul>
<p>6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について</p>	<p>認証課金等のプラットフォーム機能は受託事業者が提供するものに限定せず、委託事業者が複数の選択肢の中から自由に選択出来る事が望ましいと考えます。</p>
<p>7. 委託放送事業者による災害情報の提供について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車載受信機に対して交通情報を24時間提供し、事故や逆走など緊急かつ極めて短時間のうちにドライバーに対して、警報を発するなど、安全安心情報の提供を担保致します。</li> <li>・ラジオ研究会報告書に記載された地域の安心安全情報基盤(安心安全公共コモンズ)のような共通基盤が利用できるのであれば、積極的に活用させて頂き、災害情報の提供に努めます。</li> <li>・また、市町村防災行政無線の戸別受信機の機能を持つV-LOWマルチメディア放送の専用3セグ受信機が配布されるならば、災害時には地元自治体に帯域を使用できるように委託放送事業者と連携を検討すべきと考えます。</li> </ul>
<p>9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について</p>	<p>当該放送においても参画し、公共放送が先導的役割を果たすことを期待しますが、その参入準備を待つことによって当該新しい放送サービスの開始が遅れ、普及の障害になるようなことがあってはならないと考えます。また先行して民間だけでも進めることができるようにするべきと考えます。そして、公共放送の役割のためには、現実に実施するサービスに必要な十分な帯域を確保すべきであると考えます。</p>
<p>10. 受託放送事業者の選定手続き(周波数オークションの適否)について</p>	<p>V-LOWマルチメディア放送に求められる公共性を鑑みれば、受託放送事業者は、過度の利潤を求めず、その公共的な役割を果たすことを主たる目的とすべきであります。その点から、当該受託事業者選定は、一般にオークション制度が予定する効果を期待す</p>

	<p>ることは適切でないと考えます。従って、今般の選定は現行制度に則って実施すべきと考えます。</p>
11. その他	<p>災害情報の提供や、安全安心情報の提供を担うメディアになることから、電波利用料については他の地上波放送と同様に特別係数の考え方を導入し、委託・受託事業者共に安定した情報提供が実施出来るようにするべきと考えます。</p>

## 意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 102-8080  
(ふりがな) とうきょうとちよだくこうじまち  
住 所 東京都千代田区麴町1-7  
(ふりがな) とうきょう ほうそうかぶしきがいしゃ  
氏 名 東京マルチメディア放送株式会社  
ふきた みちおみ  
代表取締役社長 富木田 道臣

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について	<p>・弊社含め全国6つのブロック別マルチメディア放送株式会社は、広域ブロックを事業対象エリアとしたサービスを実施すべく検討を進めております。仮に制度上の放送対象地域が都道府県単位で区分される場合でも、複数の都道府県において同一の社が認定されるような制度を希望いたします。</p> <p>・関東、中京、近畿の三大都市圏に加えて、ほかの三大都市圏と同等の経済圏、交通圏が形成されている、北部九州地域（福岡、佐賀）を加えた四大広域圏をブロック対象地域とし、県域よりも広い帯域（11～13 セグメント）を割り当てた放送とすることが市場ニーズに合うと考えます。</p> <p>・地元の事情や要望があった場合に限り、地域の実情に応じて複数県にまたがったエリアをひとつの放送対象地域として、放送を実施できるような可能性を残す制度としていただくことを希望します。（「放送局に係る表現の自由享有基準」の適用除外）</p>
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	<p>複数の受託事業者の場合は、送信設備の一部は共用不可能なものがあり、受託事業者全体の総費用が増すだけでなく、両者の使用周波数の間にガードバンドを設けなければならず、コスト面からも周波数有効利用の観点からも適当ではありません。よって、放送対象地域内の受託放送事業者は1とすべきです。</p>
3. 受託国内放送の全国展開について	<p>車載受信機へ向けた交通情報サービスにおいては全国すべてのエリアを対象としなければサービスとして成立致しませんし、受信機も開発されません。よって、サービス提供されない道路を生じさせないためにも、全国で1事業者とする事に賛成いたします。</p>
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について	<p>主にデータ放送画面で提供される交通情報や安全安心情報と、それと連動したオリジナルの音声ストリーミング放送を計画しています。</p>
5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について	<p>音声放送（ストリーミング）と新たなデータ配信サービスを組み合わせる事でこれまで無かった新しいメディアが立ち上がると考えています。従って、ある程度まとまった数のセグメントでの認定は必要不可欠と考えます。3セグメント連結受信とその帯域を柔軟に使用できることを担保することがきわめて重要であり、当社は3セグ連結を必須条件として参入を希望しております。</p> <p>・（3）の記述において「仮に3セグメント単位で帯域を割り当</p>

	<p>てると、各県では2委託放送事業者しか～（略）」とありますが、3セグ×1＋1セグ×3、というように4つの事業者を割り当てる事も可能です。</p>
6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について	<p>認証課金等のプラットフォーム機能は受託事業者が提供するものに限定せず、委託事業者が複数の選択肢の中から自由に選択出来る事が望ましいと考えます。</p>
7. 委託放送事業者による災害情報の提供について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車載受信機に対して交通情報を24時間提供し、事故や逆送など緊急かつ極めて短時間のうちにドライバーに対する警告を発するなど、安全安心情報の提供を担保致します。</li> <li>・ ラジオ研究会報告書で記載された「安心安全公共コモンズ」のような共通基盤が利用できるのであれば、積極的に活用させて頂き、災害情報の提供に努めます。</li> <li>・ また市町村防災行政無線の戸別受信機に準じた機能を持つ、V-LOW マルチメディア放送の専用3セグ受信機が配布されるならば、災害時には地元自治体に帯域を使用できるように委託放送事業者と連携をとることも検討すべきです。</li> </ul>
9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について	<p>当該放送においても参画し、公共放送が先導的役割を果たすことを期待しますが、その参入準備を待つことによって当該新しい放送サービスの開始が遅れ、普及の障害になるようなことがあってはならないと考えます。先行して民間だけでも進めることができるようにすべきであると考えます。また、公共放送の役割を果たすためには、現実に実施するサービスに必要な十分な帯域を確保すべきであると考えます。</p>
10. 受託放送事業者の選定手続き(周波数オークションの適否)について	<p>V-LOW マルチメディア放送に求められる公共性を鑑みれば、受託放送事業者は、過度の利潤を求めてはならず、その公共的な役割を果たすことが主たる目的とするべきであります。その点から、当該受託事業者選定は、一般にオークション制度が予定する効果を期待することは適切でないと考えます。従って、今般の選定は現行制度に則って実施すべきと考えます。</p>
11. その他	<p>災害情報の提供や、安全安心情報の提供を担うメディアになることから、電波利用料については他の地上波放送と同様に特別係数の考え方を導入し、委託・受託事業者共に安定した情報提供が実施出来るようにすべきと考えます。</p>

## 意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 460-3833

(ふりがな) なごやしなかくちよだ

住 所 名古屋市中区千代田2-15-18

なごやつうしん

名古屋通信ビル7F

(ふりがな) なかにほん ほうそうかぶしきがいしゃ

氏 名 中日本マルチメディア放送株式会社

ほんだ りゅうたろう

代表取締役社長 本多 立太郎

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弊社含め全国六つのブロック別マルチメディア放送会社は、広域ブロックを事業対象エリアとしたサービスを実施すべく検討中であります。仮に放送対象地域が制度上では都道府県単位で区分される場合でも、複数の都道府県にまたがる同一の社が認定される制度を希望します。</li> <li>・関東、中京、近畿の三大都市圏に加えて、他に三大都市圏と同等の経済圏、交通圏が形成されている北部九州地域（福岡、佐賀）を加えた四大広域圏をブロック対象地域とし、県域よりも広い帯域（11～13セグメント）を割当てた放送とすることが市場ニーズ合うと考えます。</li> <li>・地元の事情や要望があった場合に限り、地域の実情に応じて複数県にまたがったエリアをひとつの放送対象地域として、放送を実施できるような可能性を残す制度としていただくことを希望します。（「放送局に係る表現の自由享有基準」の適用除外）</li> </ul>
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	<p>複数の受託事業者の場合は、送信設備の一部は共用不可能なものもあり、受託事業者全体の総費用が増すだけでなく、両者の使用周波数の間にガードバンドを設ける必要が生じ、コスト面および周波数有効利用の観点からも適当ではありません。よって、放送対象地域内の受託事業者は1とすべきです。</p>
3. 受託国内放送の全国展開について	<p>車載受信機へ向けた交通情報サービスにおいては、全国すべてのエリアを対象としなければサービスとして成立致しません。加えて受信機も開発されません。よって、交通情報等サービスが提供されない道路を生じさせないためにも、全国で1事業者とする事に賛成いたします。</p>
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について	<p>主にデータ放送画面で提供される交通情報や安全安心情報と、それに連動したオリジナルの音声ストリーミング放送を計画しています。</p>
5. ソフト（委託放送業務、番組提供事業）参入の多様性について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音声放送（ストリーミング）と新たなデータ配信サービスを組み合わせる事でこれまでに無かった新しいメディアが成立すると考えています。従って、ある程度まとまった数のセグメントでの認定は必要不可欠と考えます。そして、3セグメント連結受信とその帯域を柔軟に使用できることを担保することが極めて重要であり、当社は3セグ連結を必須条件として参入を希望しております。</li> <li>・（3）の記述において「仮に3セグメント単位で帯域を割り当</li> </ul>

	<p>てると、各県では2委託事業者しか～（略）」とありますが、3セグ×1+1セグ×3、のように4つの事業者を割り当てる事も可能です。</p>
6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について	<p>認証課金等のプラットフォーム機能は受託事業者が提供するものに限定する事なく、委託事業者が複数の選択肢の中から独自判断にて選択できる事が望ましいと考えます。</p>
7. 委託放送事業者による災害情報の提供について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車載受信機に対して交通情報を24時間提供し、事故や逆送などの緊急かつ極めて短時間のうちにドライバーに対する警告を発するなど、安全安心情報の提供を担保致します。</li> <li>・ ラジオ研究会報告書で記載された「安心安全公共 commons」の様な共通基盤が利用できるのであれば、積極的に活用させて頂き、災害情報の提供に努めます。</li> <li>・ また市町村防災行政無線の戸別受信機に準じた機能を持つ、V-L O Wマルチメディア放送の専用3セグ受信機が配布されるならば、災害時には地元自治体に帯域を使用できるように委託放送事業者と連携をとることも検討すべきです。</li> </ul>
9. NHK の受託国内放送及び委託放送業務への参入について	<p>NHKは、受託、委託放送においても参画され、公共放送がリーダー的役割を果たすことを期待いたします。また、その参入準備を待つことによって当該新しい放送サービス開始が遅れ、普及の障害になるようなことがあってはならないと考えます。先行して民間だけでも進めることができるようにすべきと考えます。また、公共放送の役割を果たすためには、現実に実施するサービスに必要な十分な帯域を確保すべきであると考えます。</p>
10. 受託放送事業者の選定手続き（周波数オークションの適否）について	<p>V-L O Wマルチメディア放送に求められる公共性を鑑みれば、受託事業者は過度の利潤を求めてはならず、その公共的な役割を果たす事が主たる目的とすべきであります。その点から、当該受託事業者選定は、一般にオークション制度が予定する効果を期待することは適切ではないと考えます。従って、今般の選定は現行制度に則って実施すべきと考えます。</p>
11. その他	<p>災害情報の提供や、安全安心情報の提供を担う新しいメディアになることから、電波利用については他の地上放送と同様に特別係数の考え方を導入し、受託・委託事業者共に安定した情報提供が実施出来るようにすべきと考えます。</p>

意見書

平成 23 年 2 月 1 日

総務省 情報流通行政局

放送政策課

御中

郵便番号 100-6104

住所 とうきょうとちよだくながたちょうにちようめ  
東京都千代田区永田町二丁目11番1号

氏名 かぶしきがいしゃ  
株式会社ジャパン・モバイルキャスティング

代表取締役社長 ながまつ のりゆき  
永松 則行

「V-Low マルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当社の意見を別紙のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

別紙

「V-Low マルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

該当箇所	意見
6. 委託放送業務展開のための 共通事業基盤について	<p>委託放送業務については、「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会 報告書」にもあるとおり、事業主体やビジネスモデルの様々な態様が想定されます。</p> <p>そのため、例えば認証・課金に関する方法も、一律の方法にすること等により、委託放送事業者の事業活動の自由度を制約する可能性があります。</p> <p>共通事業基盤を構築すべきかどうか（又はその機能）についての制度化は望ましいとは言えず、関係する事業者間の協議により適切な解決を図るのが妥当と考えます。</p>

以上

## 意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 107-0052

(ふりがな) とうきょうとみなとくあかさか1-6-14 あ  
かさかきょうわびる7かい

住 所 東京都港区赤坂1-6-14  
赤坂協和ビル7階

(ふりがな) くわとろめでいあかぶしきがいしゃ

氏 名 クワトロメディア株式会社

こうが たけし

代表取締役 甲賀 武

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>7. 委託放送事業者による災害情報の提供について</p>	<p>弊社は地デジ、ワンセグ、デジタルラジオなど、長年に亘りデータ放送の制作に従事しております。特に近年では、福岡ユビキタス特区において様々なデータ放送コンテンツの実証実験を行って参りました。</p> <p>従来のテレビ、ラジオなどのストリーム型の情報提供では、災害発生時に被災者は自身の居住地域に関する情報が流れるまで待たなければならず、さらに、情報を見逃す、もしくは聴き逃す、可能性があります。</p> <p>一方、V-Low マルチメディア放送は、「V-Low マルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」の 7. (1)に記述されております通り、特定地域の災害データだけを端末が選択して表示することを可能とし、さらに、データ放送の活用により、情報を受信機に一時的に蓄えておくことも可能となることから、災害情報の配信において非常に有効な手段であると考えております。</p> <p>但し、この場合、災害情報配信時のデータ放送時に利用できる帯域幅が課題となります。例えば、テキストと静止画からなる災害情報を市区町村にくまなく配信する場合、送信するデータの総容量は 600 キロバイト(※1)近くにもなります。これだけの情報を実用的な時間(10 秒程度)受信機に表示させることを想定すると、実に 400kbps 以上の帯域が必要となります。</p> <p>以上のことから、放送エリア毎に最低 1 つの 3 セグメント放送事業者にご参加頂き、帯域を最大限に利用、災害情報を配信することが、必要な情報を一人でも多くの国民に届けることに繋がるものと考えております。</p> <p>※1 0.5 キロバイト程度のテキストと 10 キロバイト程度の静止画で 1 市区町村の災害情報を構成。例として東京都内の 54 市区町村に個別の情報を届けたとした場合、<math>(0.5+10) \times 54 = 567</math> キロバイトとなります。</p>

意見書

平成23年1月31日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 へ

郵便番号 810-8575

住所

ふくおかしちゅうおうくまかわ - - わたなべどおりみなみ びる  
福岡市中央区清川1-9-19 渡辺通南ビル

氏名(注1)

きゅうしゅうおきなわ ほうそうかぶしきがいしゃ  
九州沖縄マルチメディア放送株式会社

代表取締役社長 ささきかつみ  
佐々木 克

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	意見
1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について	<p>・弊社含め全国6つのブロック別マルチメディア放送株式会社は、広域ブロックを事業対象エリアとしたサービスを実施すべく検討を進めております。仮に制度上の放送対象地域が都道府県単位で区分される場合でも、複数の都道府県において同一の社が認定されるような制度を希望いたします。</p> <p>・なお、北部九州地域(福岡、佐賀)に関しては、ラジオ局数、交通の至便性、経済圏の形成など、三大広域圏に近いブロックが形成されているため、県域よりも広い帯域(11～13 セグメント)を割り当てた放送とすることが市場ニーズに合うと考えます。</p> <p>・いずれにしましても、地域の実情に応じて複数県にまたがったエリアをひとつの放送対象地域として、放送を実施できるような可能性を残す制度としていただくことを希望します。(「放送局に係る表現の自由享有基準」の適用除外)</p>
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	<p>複数の受託事業者の場合は、送信設備の一部は共用不可能なものがあり、受託事業者全体の総費用が増すだけでなく、両者の使用周波数の間にガードバンドを設けなければならず、コスト面からも周波数有効利用の観点からも適当ではありません。よって、放送対象地域内の受託放送事業者は1とすべきです。</p>
3. 受託国内放送の全国展開について	<p>車載受信機へ向けた交通情報サービスにおいては全国すべてのエリアを対象としなければサービスとして成立致しませんし、受信機も開発されません。よって、サービス提供されない道路を生じさせないためにも、全国で1事業者とする事に賛成いたします。</p>
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について	<p>主にデータ放送画面で提供される交通情報や安全安心情報と、それと連動したオリジナルの音声ストリーミング放送を計画しています。</p>
5. ソフト(委託放送業務、番組提供事業)参入の多様性について	<p>音声放送(ストリーミング)と新たなデータ配信サービスを組み合わせる事でこれまで無かった新しいメディアが立ち上がると考えています。従って、ある程度まとまった数のセグメントでの認定は必要不可欠と考えます。3セグメント連結受信とその帯域を柔軟に使用できることを担保することがきわめて重要であり、当社は3セグ連結を必須条件として参入を希望しております。</p> <p>・(3)の記述において「仮に3セグメント単位で帯域を割り当てると、各県では2委託放送事業者しか～(略)」とありますが、3セグ×1+1セグ×3、というように4つの事業者を割り当てる事も可能です。</p>
6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について	<p>認証課金等のプラットフォーム機能は受託事業者が提供するものに限定せず、委託事業者が複数の選択肢の中から自由に選択出来る事が望ましいと考えます。</p>

<p>7. 委託放送事業者による災害情報の提供について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車載受信機に対して交通情報を24時間提供し、事故や逆送など緊急かつ極めて短時間のうちにドライバーに対する警告を発するなど、安全安心情報の提供を担保致します。</li> <li>・ラジオ研究会報告書で記載された「安心安全公共コモンズ」のような共通基盤が利用できるのであれば、積極的に活用させて頂き、災害情報の提供に努めます。</li> <li>・また市町村防災行政無線の戸別受信機に準じた機能を持つ、V-LOW マルチメディア放送の専用3セグ受信機が配布されるならば、災害時には地元自治体に帯域を使用できるように委託放送事業者と連携をとることも検討すべきです。</li> </ul>
<p>9. NHK の受託国内放送及び委託放送業務への参入について</p>	<p>当該放送においても参画し、公共放送が先導的役割を果たすことを期待しますが、その参入準備を待つことによって当該新しい放送サービスの開始が遅れ、普及の障害になるようなことがあってはならないと考えます。先行して民間だけでも進めることができるようにすべきであると考えます。また、公共放送の役割を果たすためには、現実に実施するサービスに必要な十分な帯域を確保すべきであると考えます。</p>
<p>10. 受託放送事業者の選定手続き(周波数オークションの適否)について</p>	<p>V-LOW マルチメディア放送に求められる公共性を鑑みれば、受託放送事業者は、過度の利潤を求めてはならず、その公共的な役割を果たすことが主たる目的とするべきであります。その点から、当該受託事業者選定は、一般にオークション制度が予定する効果を期待することは適切でないと考えます。従って、今般の選定は現行制度に則って実施すべきと考えます。</p>
<p>11. その他</p>	<p>災害情報の提供や、安全安心情報の提供を担うメディアになることから、電波利用料については他の地上波放送と同様に特別係数の考え方を導入し、委託・受託事業者共に安定した情報提供が実施出来るようにすべきと考えます。</p>